

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策についてのお願い

県北県民センター環境・保安課

平成28年5月、総務省により「アスベスト対策に関する行政評価・監視 ―飛散・ばく露防止対策を中心として―〈結果に基づく勧告〉」が公表され、解体等工事における石綿飛散防止対策について適切に実施するよう求められているところです。

建築物等の解体等作業時における石綿飛散防止対策については、環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（以下「飛散防止マニュアル」という。）に示されているところではありますが、特に未実施として指摘の多かった下記の3点について、必ず実施するよう御協力をお願いいたします。

1 事前調査の適正な実施

建設物等の解体等工事の受注者及び自主施工者は、大気汚染防止法第18条の17（以下「法」という。）の規定に基づき当該解体等工事が届出を要する特定工事に該当するか否かについての事前調査の実施が義務付けられているため、解体等工事の受注者及び自主施工者は、飛散防止マニュアルに示された留意点を踏まえ、事前調査を適切に実施すること。

事前調査のポイント

- ①調査は石綿建材に関する知見を有する者が行うこと。
- ②設計図書の確認だけでなく、現地調査を合わせて行うこと。
- ③規制対象になるか確認すること（対象物：クリソタイルなど石綿6種、含有率0.1重量%超）。



2 事前調査結果等の適切な掲示の確保

解体等工事を行う事業者は、対象となる解体・改造・補修を伴う建設工事において、届出を要する特定工事への該当・非該当にかかわらず、工事の期間中、解体等工事現場において必要事項を公衆に見やすいよう掲示することが義務付けられている。

解体等工事を行う事業者は必ず、事前調査結果等の掲示義務を遵守すること（法18条の17）。

3 特定建築材料以外の石綿含有建材の処理の推進

石綿含有成形板（例：波板スレート）など、特定建築材料以外の石綿含有建材（以下「レベル3建材」という。）については、特定建築材料に比べ飛散性が低いとされているものの、その取扱いが不適切な場合、石綿飛散のおそれがあることが総務省勧告で指摘されている。

解体等工事を行う事業者は、飛散防止マニュアルにおけるレベル3建材の把握方法、除去作業に関する留意事項を遵守し、レベル3建材は破碎せず手ばらしで解体すること。やむを得ず成形板を破碎・切断する際は、散水する等湿潤化を行い飛散防止対策を取ること。

【参考資料】

総務省「アスベスト対策に関する行政評価・監視 ―飛散・ばく露防止対策を中心として―〈結果に基づく勧告〉」 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/104144.html

環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」

http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html